

岩手県告示第680号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護又は介護予防支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成26年10月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 居宅療養管理指導

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
千葉 恭一	盛岡市津志田中央三丁目 27番12号	ホームケアクリニックえ ん	北上市青柳町二丁目5番 15号	平成26年7月28日

2 介護予防支援計画の作成

介護予防支援事業者		介護予防支援事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
社会福祉法人立正会	北上市相去町高前檀6番 地14	地域包括支援センター北 上中央	北上市相去町高前檀6番 地14	平成26年7月1日